



2022年2月22日

各 位

会 社 名 ピクスタ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 古俣 大介  
 (コード：3416、東証マザーズ)  
 問合せ先 取締役コーポレート本部長 恩田 茂穂  
 (TEL. 03-5774-2692)

### 定款一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」及び「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」を、2022年3月24日開催予定の第17期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、 <u>計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(電子提供措置等)
第16条～第37条 (条文省略)	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないことができる。
(附則) 第1条 (条文省略)	第16条～第37条 (現行どおり)
(新 設)	(附則)
	第1条 (現行どおり)
	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
	第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名は2022年3月24日開催予定の第17期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、全員を取締役候補者として同総会に付議するものです。

### 総会後の役員一覧(予定)

役職	氏名	備考
代表取締役社長	こまた だいすけ 古俣 大介	重任
取締役	うちだ こうたろう 内田 浩太郎	重任
取締役	えんどう けんじ 遠藤 健治	重任
取締役	おんだ しげお 恩田 茂穂	重任
社外取締役 (監査等委員)	うちだ くみこ 内田 久美子	任期中
社外取締役 (監査等委員)	まつもと こうすけ 松本 浩介	任期中
社外取締役 (監査等委員)	まるやま さとし 丸山 聡	任期中

以 上